

亀山市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 9 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 3 5 号

亀山市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

亀山市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成 2 7 年亀山市規則第 2 号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）
及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分
を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
第 3 7 条から第 3 9 条まで 削除	<u>（小切手の振出し）</u> 第 3 7 条 <u>上下水道部長は、出納取扱</u> <u>金融機関の支払準備資金口座の残高</u> <u>の範囲内で小切手を振り出さなけれ</u> <u>ばならない。</u> <u>2 小切手の署名は、記名押印によっ</u> <u>て行うものとする。</u> <u>3 上下水道部長は、小切手を振り出</u> <u>したときは、支払人たる出納取扱金</u> <u>融機関に受取人の氏名、支払金額、</u> <u>事業年度、番号その他必要な事項を</u> <u>通知しなければならない。</u>

	<u>4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて支払済通知書により翌日までに上下水道部長に報告しなければならない。</u> <u>(小切手の訂正等)</u> <u>第38条 小切手の金額は、訂正してはならない。</u> <u>2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して市長の印を押さなければならない。</u> <u>3 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかなければならない。</u> <u>(小切手帳の保管)</u> <u>第39条 小切手帳の保管は、上下水道部長が行う。</u> <u>(公金振替書)</u> <u>第40条 前3条の規定は、公金振替書の交付による支出について準用する。</u> <u>(領収書等の徴収)</u> <u>第41条 上下水道部長は、現金の支出又は隔地払依頼書若しくは公金振替書の交付若しくは口座振替の通知</u>
(公金の振替) 第40条 <u>第35条</u>の規定は、公金振替書の交付による支出について準用する。 (領収書等の徴収) 第41条 上下水道部長は、現金の支出又は隔地払依頼書若しくは公金振替書の交付若しくは口座振替の通知	<u>4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて支払済通知書により翌日までに上下水道部長に報告しなければならない。</u> <u>(小切手の訂正等)</u> <u>第38条 小切手の金額は、訂正してはならない。</u> <u>2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して市長の印を押さなければならない。</u> <u>3 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかなければならない。</u> <u>(小切手帳の保管)</u> <u>第39条 小切手帳の保管は、上下水道部長が行う。</u> <u>(公金振替書)</u> 第40条 <u>前3条</u>の規定は、公金振替書の交付による支出について準用する。 (領収書等の徴収) 第41条 上下水道部長は、現金の支出若しくは<u>小切手の振出し</u>又は隔地払依頼書若しくは公金振替書の交付

によって支出をしたときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。 2 [略] 第42条 <u>削除</u>	若しくは口座振替の通知によって支出をしたときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。 2 [略] <u>(支払小切手の整理)</u> 第42条 <u>上下水道部長は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。</u> 2 <u>上下水道部長は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちに収入伝票を発行しなければならない。</u>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

別表第1勘定科目表資産勘定の表中「、当座預金」を削る。

別表第2中「、小切手」を削る。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。